

仕 様 書

1 貸借物件

郵便料金計器および電子スケール一式

2 設置場所

秋田市総務部文書法制課

3 契約期間

契約締結の日から令和13年3月31日までとする。

4 貸借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

5 積算項目

7の(1)から(23)までに記載の機能を有する郵便料金計器および電子スケール一式の月額賃貸借料を積算すること。なお、消費税および地方消費税の額を含まないものとすること。

6 積算条件

月額賃貸借料には、保守費用、郵便局への登録代行費用を含むものとする。

7 機能等条件

- (1) 機械占有寸法は、幅1,700ミリメートル、奥行き650ミリメートル以内であること。
- (2) 電子スケールは、内蔵スケールと外付けスケールを設置し、内蔵スケールは、封筒の大きさと重さを自動に区分けしてプリントすることができ、外付けスケールは、7キログラム以上が計量できるものとする。
- (3) 印影はインクジェットプリント方式とすること。
- (4) 郵便のサイズおよび重量を自動で計り、それに応じた郵便料金をプリントできること。
- (5) 処理スピードは、自動計量計測時1分当たり110通以上とする。
- (6) 計器に空打ち防止機能があり、通数やランダム数字が印影で印字できること。
- (7) ディスプレイは、15インチ以上のタッチパネル方式で操作できること。また、漢字又はかな表記でフルカラー表示されること。
- (8) 処理可能封筒厚は、自動計測時16ミリメートルまで対応できること。また、16ミリメートルより厚い郵便物はロールテープにより証紙発行ができること。

- (9) 承認金額の設定（残額の補充）は、オンラインでリセットできること。
- (10) 日付更新が自動で更新する機能を有していること。
- (11) 郵便料金の表示は、電子スケールによる金額設定と任意の金額設定が可能であること。
- (12) 使用済額および残額の表示機能ならびに集計機能を有していること。
- (13) 部門集計数は、3,000部門とすること。
- (14) バーコード読み取り設定が可能であること。
- (15) 郵便料金の集計は、課所室別の郵便種別に区分けができること。
- (16) 集計データは、Eメールで送信可能であること。
- (17) セキュリティ機能は、パスワードの入力による使用者の制限ができること。
- (18) 郵便料金計器の接続方法は、LAN接続であること。
- (19) 郵便料金改定時に最新ソフトをネットワークからダウンロードできること。
- (20) 専用のスタンドを設置すること。
- (21) 郵便区内特別郵便分の重量別集計を取得可能であり、レポートを作成できること。
- (22) 郵便区内特別郵便物を印字する際は、印影と「郵便区内特別」の表示を同時に印字し、かつ任意で設定した重量（1グラム単位）以上の郵便物は印字せず、そのまま排出されること。
- (23) 処理済みの郵便物をストックするトレーを付けること。

8 保守

- (1) 郵便料金計器の適切な操作方法を指導するとともに郵便料金計器が常に正常な状態で稼働するように定期点検・整備を4月に1回以上行うこと。
- (2) 郵便料金計器に不具合が生じた場合には、原則として当日の午後5時15分までに対応すること。

9 その他

- (1) 落札した者は、設置機種の仕様書、カタログ等を、文書法制課へ提出すること。
- (2) 郵便料金計器および電子スケールは、令和8年3月31日中に設置し、同年4月1日から稼働できるよう作業を終了すること。
- (3) 郵便料金計器および電子スケールの設置に当たっては、既設の郵便料金計器を撤去する業者と十分な打合せを行い、事務に支障がないよう配慮すること。
- (4) 庁舎内のネットワークを介さずに通信できること。また、通信機材および通信費については、落札業者が負担すること。